

市営住宅(空き住宅)募集のご案内①

募集月	4月、7月、10月、1月の年4回です。
申込書の 受付期間	募集月の20日から月末まで (郵送の場合は、受付期間中の郵便局の消印が あるものが有効です)

市営住宅について

市営住宅は、住宅に困っておられる低額所得者のために建てられた賃貸住宅です。このため、民間賃貸住宅などとは異なり、公営住宅法や宇部市営住宅条例などに入居資格が定められており、いろいろな制限があります。

この募集案内をよくお読みいただき、入居資格をご確認のうえ、お申し込みください。

※入居資格がない場合は、当選されても失格となりますのでご注意ください。

市営住宅における暴力団員排除の取組みについて

国の「公営住宅における暴力団排除について」の基本方針を踏まえ、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、申込者又は同居親族（以下「申込者等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）である場合は、入居できません。

なお、市営住宅の入居申込みをされる方には、申込者等が暴力団員ではないことについて誓約をいただくとともに、入居者資格の審査において、暴力団員に該当するか否かについて警察に照会させていただいております。

趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願いします。

(問合せ先) 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号(市役所4階)

宇部市営住宅等指定管理者 アジアJV

電話 (0836) 37-0211

fax (0836) 31-0566

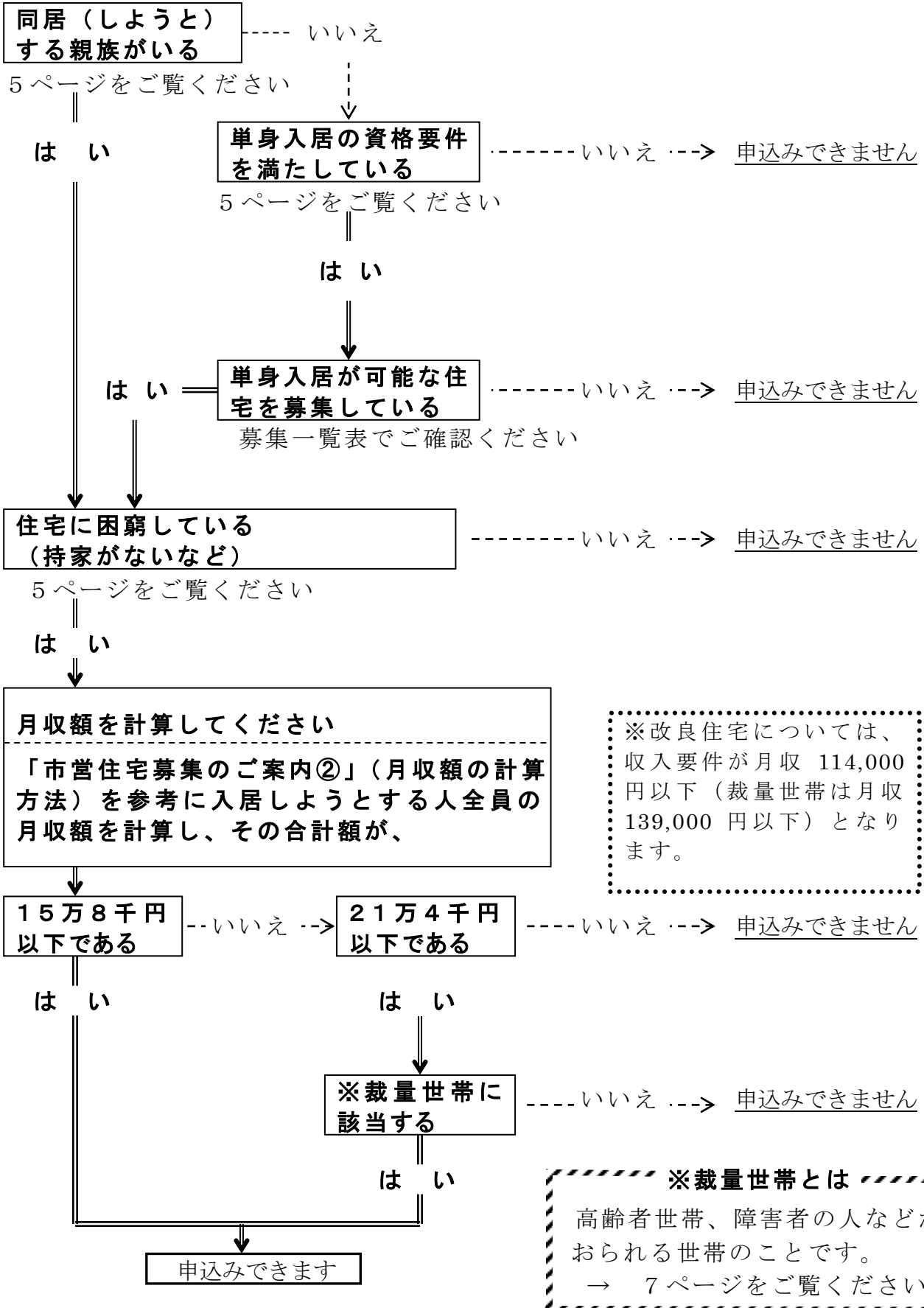
目次

1. 市営住宅に入居するまでの手順	1
(1) 入居資格の有無の確認	1
(2) 申込みから入居まで	2
2. 申込みの無効・失格と注意事項について	4
3. 入居資格等について	5
(1) 一般住宅	5
(2) 特定目的住宅（シルバーハウジング、高齢者世帯向住宅など）	6
4. 裁量世帯について	7
5. 優先入居について	8
6. 入居資格審査等について	10
7. 入居にあたっての注意	13
※ 申込書記入例、市営住宅配置図	

1. 市営住宅に入居するまでの手順

(1) 入居資格の有無の確認

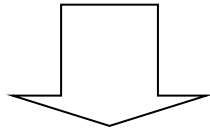
次の手順により確認してください。



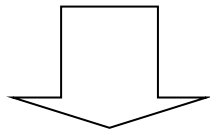
(2) 申込みから入居まで

申込書の提出

募集月の20日から月末までにアジアJVへ提出又は郵送してください。



申込書の受付

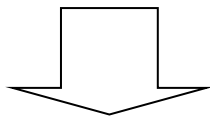


抽選番号のお知らせ



公開抽選会

公開抽選会の日時、場所等については、別紙「募集一覧表」をご覧ください。



抽選結果のお知らせ

落選通知

仮当選者

入居資格審査のご案内

- 申込みは、1回の募集において1世帯につき1通に限ります。
- 指定の申込書をご使用ください。
- 郵送される場合は募集月の20日から月末までの郵便局の消印があるものが有効です。
(注) 申込み締切日に投函される場合、時間帯により翌日以降の消印となる場合がありますので、特にご注意ください。

- 申込書の記載状況を確認します。
(注) 申込書に書きもれがあるものや、切手が貼られていないものなど申込書に不備がある場合は受付ができません。

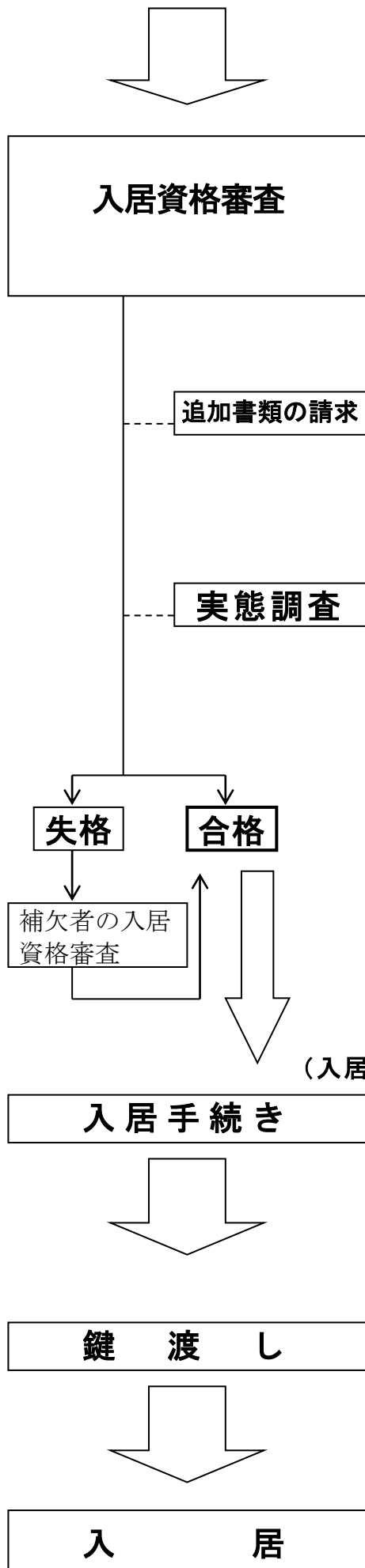
- 申込書に付いているハガキを使用して抽選番号をお知らせします。

- 出席する必要はありません。
- 希望される人は、抽選会を見学することができます。
- 「**仮当選者**」及び仮当選者が失格した場合に備えて「**補欠者**」も選出します。

- 申込書に付いているハガキを使用して抽選結果をお知らせします。

この時点では、あくまでも仮当選です。

- 仮当選された人を対象に、入居資格審査を行いますので、必要書類と提出期限等をお知らせします。



○ 入居資格を審査するため、指定された期間に必要書類をアジア J Vまでご持参下さい

○ 提出いただいた書類で確認できないときは、さらに書類の提出をお願いします。

○ 提出いただいた書類を確認するため、必要に応じて実態調査を行うことがあります。

○ 入居資格がない人又は入居資格が確認できない人は失格となり、市営住宅に入居できません。

○ 仮当選者が失格した場合、補欠者の資格審査を行います。

○ 合格すると、入居決定となります。

○ 入居手続きに必要な書類を提出していただきます。(入居決定後 10 日以内に)

※連帯保証人が 1 人必要です。

※敷金は、家賃の 3 ヶ月分です。

○ 入居手続きを完了された人に鍵をお渡しします。

○ 入居手続き完了後すみやかに入居(引越し)をお願いします。

2. 申込みの無効・失格と注意事項について

申込みの無効・失格

次のような場合は、申込みを無効とします。

受け付けた後、抽選で仮当選しても失格となります。

- ① 申込書に虚偽の記載があったとき
- ② 申込書に必要事項が記載されていないとき
- ③ 申込書添付のハガキに切手が貼りつけられていないとき
- ④ 入居資格がないとき又は入居資格審査期間中に入居資格が確認できないとき（詳しくは5ページをご覧ください）
- ⑤ 友人等の寄合世帯で申込んだとき又は世帯を不自然に分割（合併）して申込んだとき
- ⑥ 重複して申込んだとき
1回の募集において1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とします）から2通以上申込んだとき
- ⑦ 申込者又は同居親族に家賃の滞納があるとき
- ⑧ 申込者又は同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき

注意事項

- ① 入居の時に申込書に記載した人全員が同時に入居できることが必要です。
申込み後、同居親族に変更があった場合は入居できません。（婚約者が変わった場合も同じです）
- ② 婚姻予定者は、入居の決定日までに婚姻していることが必要となります。
- ③ パートナーシップ宣誓予定者は、入居の決定日までに宣誓していることが必要となります。
（注）夫婦に準ずる共同生活を送る性的マイノリティのパートナーは、令和3年9月から運用開始した「宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づきパートナーシップ宣誓手続きをした場合、市営住宅の入居申込みをすることができます。
- ④ 募集を行う住宅には、高齢者・障害者向けに対応した設備がないものがありますので、住宅の設備等についてはお問い合わせください。

個人情報の保護について

アジア JV では、個人情報を適正、かつ安全に取り扱うため、プライバシーマーク制度に順じた措置を講じるとともに、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払います。

○ 収集の制限

あらかじめ取り扱う目的を明らかにした上で、原則として本人から情報をいただきます。

○ 利用及び提供の制限

収集した個人情報は、目的外には利用、提供しません。

○ 適正な管理

保有する個人情報は、正確かつ最新の状態に保つように努め、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払います。

3. 入居資格等について

(1) 一般住宅

市営住宅に申込みをされる人は、次の①から③のすべての条件を満たしている必要があります。

① 同居又は同居しようとする親族（婚姻の予定者、内縁の配偶者及びパートナーシップ宣誓者を含みます）がある人

- 友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分割（合併）した申込みはできません。
- 婚姻予定で申し込まれる人については、入居の決定日までに確実に婚姻し、入居できることが条件です。
- 外国人については、外国人登録をされている人に限ります。

※ 単身で申込みできる場合について

- 次のア～コのいずれかにあてはまる人は単身でも申込みできます。
 - ア. 60歳以上の人、
 - イ. 身体障害者（障害程度1級～4級）
 - ウ. 精神障害者（1～3級）・知的障害者（精神障害1～3級相当）
※精神保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受け得る程度の障害である人
 - エ. 戦傷病者（障害の程度が特別項症～6項症まで又は第1款症である人）
 - オ. 原子爆弾被爆者
 - カ. 生活保護を受けている人
 - キ. 中国残留邦人等の支援給付を受けている人
 - ク. 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の人）
 - ケ. ハンセン病療養所入所者等
 - コ. DV被害者
(県男女共同参画相談センター等の配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の人、又は配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の人)
- **単身で入居できる住宅には、広さに制限があります。**
単身入居が可能な住宅の募集の有無については、別紙「募集一覧表」でご確認ください。
- 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる人は、単身では申込みできません。(11 ページ⑤参照)

② 入居しようとする人全員の月収額の合計額が158,000円以下であること。

ただし、高齢者世帯など「裁量世帯（7 ページ）」に該当する場合は、月収額の合計額が214,000円以下であれば申込みできます。

「市営住宅の募集のご案内②」（月収額の計算方法）を参考にして、収入基準に合うかどうかを確かめてください。

※改良住宅については月収額が異なります。(1 ページ参照)

③ 現在、住宅に困っておられる人

- 持家がある人は原則として申込みできません。

ただし、持家がある人であっても、入居資格審査時までには所有権を移転される場合は、申し込みできます。

- 現在、県営住宅や市町村営住宅に入居している人は原則として申し込みできません。

ただし、やむを得ない特別な事由（親族の介護、疾病による長期間の通院、市外の公営住宅入居者等）がある方は、申し込める場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

年齢等の入居資格の基準日は、当該募集の申込み締切日時点です！

(2) 特定目的住宅

高齢者世帯や世帯の中に障害者の人がおられる場合など、一定の要件を満たす人だけが申込みできる住宅です。

いずれの場合も、前ページの(1)の①から③の入居資格要件を満たすことが必要です。

シルバーハウジング (福祉サポート付き住宅)

次の2つの要件を満たす世帯

- ア 60歳以上の単身世帯、60歳以上の人のみからなる世帯、又はいずれか一方が60歳以上の夫婦世帯
- イ 独立して生活するには不安があるが、日常生活（歩行、自炊、入浴等）に支障がない程度に健常であること

※家賃とは別に福祉サービスに対して、収入に応じた負担金が必要です。

高齢者世帯向住宅

60歳以上の単身世帯又は、60歳以上の人及び同居親族全員が次のいずれかにあてはまる世帯

- ① 配偶者（婚姻の予定者、内縁の配偶者及びパートナーシップ宣誓者を含む）
- ② 18歳未満の人
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている人（障害程度1～4級）又は、精神障害者で障害程度1～3級の人、知的障害者で精神障害1～3級相当の人
- ④ 50歳以上の人

シルバーリフォーム住宅

60歳以上の単身世帯又は、60歳以上の人及び次のいずれかにあてはまる同居親族がいる世帯

- ① 配偶者（婚姻の予定者、内縁の配偶者及びパートナーシップ宣誓者を含む）
- ② 18歳未満の人
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている人（障害程度1～4級）又は、精神障害者で障害程度1～3級の人、知的障害者で精神障害1～3級相当の人
- ④ 50歳以上の人
- ⑤ 病気等により階段の昇降が困難で症状の改善が見込めない人

高齢者ペア住宅

60歳以上の世帯と同居する世帯向け住宅で、その合計が4人以上の親族からなる世帯

多家族向住宅

次のいずれかにあてはまる場合

- ① 入居しようとする家族の人数が5名以上の場合
- ② 入居しようとする家族の人数が4名で、そのうち3名が12歳以上である場合

4. 裁量世帯について

次の（１）又は（２）に該当する場合は、裁量世帯として扱われ、入居しようとする人全員の月収額の合計額が214,000円以下であれば、申込みできます。

※改良住宅については、月収額の合計額が139,000円以下となります。

（１）入居しようとする人が次のいずれかにあてはまる場合

- ① 入居申込者が60歳以上（単身者の場合）
- ② 入居申込者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の人である場合

（２）入居しようとする世帯の中に次のいずれかに該当する人がおられる場合

身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている人で、障害の程度が1級から4級までの人
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、障害の程度が1級から3級の人
知的障害者	療育手帳がA又はBの人。ただし、療育手帳Bの人は障害の程度が精神障害1～3級に相当する場合に限ります。
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている人で、障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の人
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
小学校就学前の子供	小学校就学前の子供のいる世帯 （資格の基準日は当該募集の申込み締切日時点です） ※小学校に就学後は裁量世帯ではなくなり、家賃が割増しになる場合があります。

5. 優先入居について

(1) 優先入居対象者の優遇措置について

一般住宅の募集において、高齢者や障害者など特に住宅に困窮する世帯に次のような優先入居を行います。

① 優先入居の対象とする世帯

高齢者世帯、子育て世帯等、障害者等、DV被害者など → 詳しくは9ページをご覧ください。

② 優遇措置の内容

ア. 優先入居対象住宅の設定

優先入居対象者以外の方が著しく不利にならないよう、世帯構成（年齢、人数）と住宅タイプなどとの整合性を考慮し、優先入居の対象とする世帯に対応した住宅を優先入居対象住宅とします。

→ 詳しくは募集一覧表でご確認ください。

イ. 当選倍率の優遇

優先入居対象者について抽選番号を2つ割当て、当選倍率を優遇します。

※優先入居対象者の内容に複数あてはまる場合でも、抽選番号は2つです。

※一般の人の抽選番号は1つのみです。

(2) 多数回応募者の優遇措置について

多数回応募者とは、平成19年7月以降の一般住宅及び特定目的住宅の募集の抽選において4回以上落選された人です。（補欠の場合も含めます。なお、仮当選された人が入居資格審査後に辞退された場合、又は失格になった場合はそれ以前の落選は回数に含めません。）

ア. 4回以上落選者

優先入居対象者と同様に抽選番号を2つ割当て、当選倍率を優遇します。

イ. 12回以上落選者

優先入居対象者と同様に抽選番号を3つ割当て、当選倍率を優遇します。

※ 優先入居対象者（9ページ）と多数回応募者の両方に該当する人は、抽選番号を3つ又は4つ割当てます。

(3) 優先入居の対象者と対象住宅（団地）について

① 高齢者世帯

2DK---猿田

2LDK---東山、鶯の島

② 子育て世帯、母子(父子)世帯、多子世帯

住宅タイプ---3DK、3LDK

団地---西岐波、風呂ヶ迫、猿田、旦の辻、東山、石原、東小羽山、鶯の島、見初

③ 障害者等、DV被害者

原則として特定目的住宅を除くすべての住宅

※ 優先入居対象者

(1) 高齢者世帯

入居しようとする世帯の中に 60 歳以上の高齢者がいる世帯

(2) 子育て世帯等

次のいずれかにあてはまる世帯

子 育 て 世 帯	小学校就学前の子供がいる世帯
母 子 世 帯 父 子 世 帯	配偶者（婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含む）と死別し、又は離婚したのち婚姻（婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含む。）をしていないもので、20 歳未満の扶養親族がある世帯
多 子 世 帯	3 人以上の扶養親族（18 歳未満に限る）と現に同居し、又は同居しようとする世帯

(3) 障害者等

入居しようとする人の中に、次のいずれかにあてはまる人がいる場合

身体障害者	7 ページの「身体障害者」と同じです。
精神障害者	7 ページの「精神障害者」と同じです。
知的障害者	7 ページの「知的障害者」と同じです。
戦 傷 病 者	7 ページの「戦傷病者」と同じです。
原子爆弾被爆者	7 ページの「原子爆弾被爆者」と同じです。
生活保護受給者	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する被保護者
中国残留邦人等支援受給者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に規定する支援給付受給者
引 揚 者	7 ページの「引揚者」と同じです。
ハンセン病療養所入所者等	7 ページの「ハンセン病療養所入所者等」と同じです。
要 介 護 者	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 3 項に定める要介護者
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた人で、かつ、その手帳が失効していない人

(4) DV 被害者

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に基づく接近禁止又は退去命令が出されて 5 年以内又は保護等を受けた後 5 年以内の人

※ 年齢等の基準日は、当該募集の申込み締切日時点です。

※ 単身で申込む場合には、制限がありますので、5 ページをご覧ください。

6. 入居資格審査等について

(1) 入居資格審査

仮当選した人には、入居資格を確認するため、入居資格審査を受けていただきます。

① 提出していただく書類

書類の種類		提出が必要な人
1	住民票の写し（注1）	申込者及び同居親族全員（続柄の記載あるもの）
2	所得課税証明書	申込者及び同居親族全員
3	源泉徴収票	給与所得者及び年金所得者
4	確定申告書の写し	事業所得者
5	給与支払証明書	年の途中で、就職（転職含む）・退職された人
6	退職証明書又は雇用保険受給証明書	
7	無資産証明書	申込者及び同居親族全員（未成年者を除く）
8	市町村税に滞納がない証明	申込者及び同居親族全員（中学生以下を除く）※(注2)
9	賃貸借契約書又は家賃領収書	借家に住んでいる人
10	別表に掲げる書類	下の別表のアからシまでに該当する人
11	その他の書類	11 ページ②から⑦に該当する人 その他入居資格審査上必要と判断された人

（注1）①続柄の記載のあるもの、世帯全員の証明のあるものを提出

②市内に住民票がある人は、マイナンバーを記載する事で1.2を省略できます

（注2）ただし、災害や病気などのやむを得ない事情で、納税が困難だった方など、特別の理由がある場合には、入居を認めることが出来ます

【別表】

該当者		提出書類
ア	身体障害者	身体障害者手帳の写し
イ	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の写し
ウ	知的障害者	療育手帳の写し
エ	戦傷病者	戦傷病者手帳の写し又は県長寿社会課長の証明
オ	原子爆弾被爆者	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
カ	引揚者	県長寿社会課長の証明
キ	ハンセン病療養所入所者等	国立ハンセン病療養所等の長（廃止された私立ハンセン病療養所に入所していた人においては厚生労働省健康局疾病対策課長）の証明
ク	生活保護受給者	直近の保護決定通知書又は福祉事務所長の証明
ケ	中国残留邦人等支援受給者	直近の支援給付決定通知書の写し
コ	配偶者のいない人 （母子世帯、父子世帯、単身者など）	戸籍謄本の写し
サ	D V 被害者	裁判所の保護命令決定書の写し又は一時保護施設の入居証明（ただし、民間の施設は除く。） 県男女共同参画相談センター等の配偶者暴力相談支援センターにおいて一時保護を受けた又は受けている人、婦人保護施設の入退所者については、その確認・照会のため、宇部市住宅政策課において、同所長又は同施設長から意見書を入手させていただきます。

シ	パートナーシップ宣誓者	パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードの写し
---	-------------	--------------------------------------

②婚姻予定者、内縁関係、パートナーシップ宣誓者

婚姻予定で申込みする場合は、入居資格審査日までに婚姻されたことが確認できる住民票又は戸籍謄本の提出が必要です。

内縁関係で申込みする場合は、事実上の婚姻関係にある旨の必要書類を添えて申出していただきます。

パートナーシップ宣誓予定で申込みをする場合は、入居資格審査日までにパートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードの提出が必要です。

③優先入居申込者のうち下記の対象者

対 象 者	提 出 書 類
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の写し
要介護者	介護保険被保険者証の写し
D V 被害者	10 ページの「D V 被害者」と同じ内容です。

④多数回応募者

該 当 者	提 出 書 類
多数回応募者 1	抽選結果通知のハガキ 4 回分 ※それぞれの申込時の入居資格についても確認します。
多数回応募者 2	抽選結果通知のハガキ 1 2 回分 ※それぞれの申込時の入居資格についても確認します。

⑤身体障害者、精神障害者又は知的障害者であって単身での入居を希望される人

単身入居の入居資格審査のための申立書をご提出頂く必要があります。

また、宇部市住宅政策課から該当市町村福祉部局に対して、次のアからウについて意見照会させていただきます。

ア．身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とするか

イ．居宅において単身で日常生活を営むために必要な常時の介護を受けることができるか、又は受けることが困難か

ウ．精神障害者、知的障害者の人にあっては、必要な居住支援措置（常時の相談対応や緊急時の医療機関等への連絡）を受けることが可能か、可能な場合はその内容について

※常時の介護を必要とするが、居宅で受けることができないか受けることが困難であると判断された場合は、入居が認められませんので、あらかじめご了承下さい。（加えて、精神障害者又は知的障害者の人は、必要な居住支援体制が受けられることも必要です。）

⑥市内の市営住宅に入居する者で、親族の介護等が必要な者

対 象 者	提 出 書 類
(1) 介護困難者	要介護認定、要支援認定通知書の写し

⑦市内の県営住宅に入居する者で長期間の通院や親族の介護又は親族からの介護が必要な者

対 象 者	提 出 書 類
(1) 介護困難者	要介護認定、要支援認定通知書の写し
(2) 通院困難者	医師の証明書（通院していることがわかるもの）

※その他(1)(2)に順ずるやむを得ない特別な事由がある者

(2) 実態調査

提出書類を確認するため、実態調査を行うことがあります。

(3) その他

- ◎ 入居資格審査に合格した人は、事前に住宅を確認した上で入居手続きを行うこともできます。
- ◎ 仮当選者が入居資格審査で失格となったとき又は入居を辞退したときは、抽選において補欠となった人の補欠順位に従い、入居資格審査等を行った上で、入居手続きを行います。

7. 入居にあたっての注意

<入居に際して>

- 入居に際しては、**連帯保証人（1人）**が必要です。
※入居予定者の努力にもかかわらず連帯保証人の確保が困難な場合は、
ご相談ください。
- 入居手続きの際に、**敷金（家賃3ヶ月分）**が必要です。

<入居後について>

- 入居後は、家賃の他に**共用部分に係る維持管理経費**（廊下灯、階段灯やエレベーターの電気代など）を負担していただくこととなります。
- 浴槽、風呂釜を入居者負担で設置していただく団地も一部あります。
- 市営住宅では、**犬、猫などのペットを飼うことは禁止**です。
また、**一時的に預かることも禁止**です。

<名義変更について>

- 入居後の名義変更（承継手続き）は、入居名義人が死亡又は離婚、婚姻により退去した場合において、同居者である配偶者及び高齢者、障害者等で居住の安定を図る必要がある方に限られます。

<駐車場について>

- 市営住宅では、入居者又は同居者が使用する**自家用車1台分に限り駐車場の使用を許可**しています。
※駐車する車種が限定される団地もあります。

（注）決められた場所以外への駐車や不法駐車は、他の入居者や周辺の人達の迷惑となるだけでなく、緊急時の救命救急、消防活動の妨げとなりますので絶対にしないでください。

<退去時の原状回復について>

- 市営住宅では、退去時に原状回復が義務付けられていますが、民間賃貸住宅とは異なり、「**畳の表替え**」や「**ふすまの貼替**」の費用は入居者負担となります。

市営住宅は、市民の大切な財産であり、皆さんに使用していただくにあたり、いろいろな制限があります。

詳細については、入居時にお渡しする『市営住宅 すまいのしおり』をよくお読みいただき、一人ひとりがお互い協力し合って、住み良い団地にしてくださいようお願いします。

宇部市営住宅 記入例

様式第1号(第2条関係)

宇部市営住宅入居申込書

抽選番号				
------	--	--	--	--

※ 太枠内について、必要事項を記入し、該当項目には○をしてください。

募 集 月	申込み団地名	申込み住宅番号	優先世帯区分	多数回応募1	多数回応募2
令和 ○年○月募集	○○団地	○	1 高齢者世帯 2 子育て世帯等 3 障害者等 4 DV被害者	・4回～11回落選	・12回以上落選

申 込 者	フリガナ	ウベ タロウ	個人番号 (マイナンバー)	生年月日	年齢	性別	日中の連絡先
	氏 名	宇部 太郎		S00・00・00	0 歳	男・女	勤務先 (0000) 00 - 0000
	住 所	〒755-0000 宇部市○○町○丁目○番○号 ○○アパート○号 自宅電話 (0000) 00 - 0000					携 帯 000 - 0000 - 0000 その他 (0000) 00 - 0000

同 居 親 族	続 柄	(フリガナ) 氏 名	個人番号 (マイナンバー)	生年月日	年齢	性別
	妻	(ウベ ハナコ) 宇部 花子		S00・00・00	00	男・女
	子	(ウベ イチロウ) 宇部 一郎		S00・00・00	00	男・女
	子	(ウベ ヨシコ) 宇部 良子		S00・00・00	00	男・女
		()		.	.	男・女
		()		.	.	男・女

※ 市営住宅を申込みれる理由(住宅困窮の理由)について 【複数回答可】

① 借りている住宅の家賃が高いため	2 この住宅が家族人数からみて狭いため
3 設備が不十分のため住宅での生活が不便なため	4 住宅が老朽化しているため危険なため
5 住宅の立退きを求められているため	6 住宅が勤務先から著しく遠いため
7 結婚した、又は結婚を予定しているが、独立して生活する住宅に困っているため	
8 その他()	

※ 今住んでいる住宅について

1 親族の住宅	② 民間賃貸住宅
3 社宅、寮	4 間借り
5 その他()	

誓約事項	申込者又は同居親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。 また、宇部市長がこのことに関し、警察に照会することに同意します。
	申込者氏名 宇部 太郎

この申込みの記載内容が事実と相違するとき又は入居資格がないときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、上記のとおり申し込みます。

宇部市長様 令和 ○年 ○月 ○日

- ①『市営住宅(空き住宅)募集一覧表』で「募集月」「申込み団地名」「申込み住宅番号」を確認し、記入してください。
なお、「優先区分」及び「多数回応募」には、該当者のみ該当区分に○を付けてください。
- ②申込者ご本人の氏名等を記入してください。年齢は募集申込み締切日現在で記入してください。
- ③日中、連絡が取れる電話番号を記入してください。
- ④申込者以外で入居される人を記入してください。年齢は募集申込み締切日現在で記入してください。
※マイナンバーの提示があれば、住民票の写しと所得課税証明書の提出を省略することができます。
- ⑤該当する項目に○をしてください。
- ⑥誓約事項をよく読み、署名してください。
- ⑦お申込みの内容を確認され、申込日付を記入してください。

ご注意

- 書きもれはありませんか。書きもれがあると受付できない場合がありますので、ご注意ください。
- お申し込みは1世帯1通に限りです。(2通以上申し込むと失格です。)
- 仮当選した後に実施する入居資格審査に合格して初めて入居できます。
- 申込書に記載した人全員が入居することが必要です。

市営住宅抽選番号・市営住宅抽選結果 記入例

【表面】

① 85円切手を必ず貼ってください

郵便はがき

0 0 0 - 0 0 0 0

②

(申込者住所)

宇部市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇アパート〇号

②

(申込者氏名)

宇部 太郎 様

郵便番号、住所、氏名を記入してください。

(差出人)

〒755-8601
宇部市常盤町一丁目7番1号
市役所4階
宇部市営住宅等指定管理者
アジアJV
電話(0836)37-0211

【表面】

- 85円切手を必ず貼ってください。
貼られていないものは、受付できません。
- 抽選番号及び抽選結果をお知らせしますので、申込者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。

【裏面】

- 『市営住宅(空き住宅)募集一覧表』で「募集月」「申込み団地名」「申込み住宅番号」を確認し記入してください。
なお、「優先区分」に該当するものには○をつけてください。
- 記入しないでください。
(アジアJVで記入します。)

【裏面】市営住宅抽選番号のお知らせ

(市営住宅) 抽選番号のお知らせ

募 集 月	令和〇年〇月募集
申込団地名	〇〇団地
申込住宅番号	〇
優先区分	☐ 優先世帯に該当 ☐ 多数応募1に該当 (4回～11回落選) ☐ 多数応募2に該当 (12回以上落選)

※ 募集月、申込団地、住宅番号を記入し、優先区分の該当する項目に○をしてください。

抽選番号				
------	--	--	--	--

(抽選会について)

※ 抽選会は公開で行いますので、自由に見学できます。

③

④

【裏面】市営住宅抽選結果のお知らせ

(市営住宅) 抽選結果のお知らせ

募 集 月	令和〇年〇月募集
申込団地名	〇〇団地
申込住宅番号	〇

※ 募集月、申込団地、住宅番号等を記入してください。

抽選番号				
抽選結果	仮当選しました (棟 号室) 仮当選の有効期限は令和 年 月末です ※1週間以内に審査に必要な書類の提出をお願いします			
	補欠となりました(補欠第 位) 補欠の有効期限は令和 年 月末です。			
	落選しました			

※ 抽選結果は、今回限りです。

※ 多数応募(平成19年7月以降の空き住宅募集の抽選に4回以上落選された人)で抽選の優遇措置を受ける場合は、応募回数確認にこのハガキが必要になります。大切に保管してください。

③

④